

ロードマップ委員会規程

(平成 23 年 5 月 23 日制定)

(平成 26 年 5 月 22 日改正)

(目的)

第 1 条 本委員会は、電子情報通信分野におけるロードマップについて戦略的かつ継続的に審議し、結果を本学会内外に発信することを目的とする。

(組織)

第 2 条 本委員会に委員長 1 名、幹事・委員若干名を置く。なお、必要により副委員長・顧問若干名を置くことができる。

(任務)

第 3 条 委員長は会務を主宰する。

第 4 条 幹事は会務の運営に関して委員長を補佐する。

(委嘱および任期)

第 5 条 委員長は後任企画理事とする。幹事、委員、副委員長、顧問は、委員長の推薦により会長が委嘱する。

第 6 条 幹事、委員、副委員長、顧問の任期は 2 年とし、重任は妨げない。

(取扱う事項)

第 7 条 本委員会は、第 1 条の目的を達成するために次の事項を行う。

- ア) 電子情報通信学会内の英知を集めるために学会内関連部門との連携に関する事項
- イ) 科学技術に関する外部の機関との連携に関する事項
- ウ) その他ロードマップに関する事項

第 8 条 本委員会の活動状況は、適宜、理事会に報告する。

- 2. 本委員会に係る経費は本部経費とする。
- 3. 本委員会の予算は、本委員会にて立案し、理事会の承認を得る。

第 9 条 本規程の改廃は理事会の承認を要する。

附 則

本規程は、平成 23 年 5 月 28 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 5 月 22 日改正)

本規程の改正は、平成 26 年 5 月 22 日から適用する。